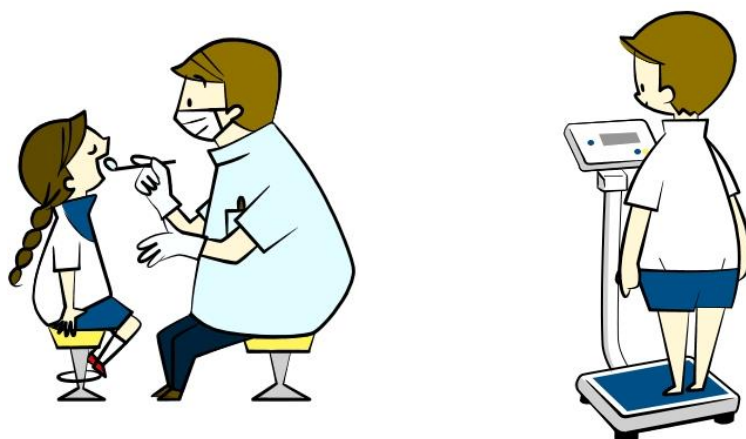


令和3年度 第七中学校区
小中合同学校保健委員会資料

テーマ

コロナ禍の子どもたちの健康状態

～健康診断の結果より～



習志野市立第七中学校

習志野市立秋津小学校

習志野市立香澄小学校

習志野市立谷津南小学校

テーマ設定理由

昨年度に引き続き、今年度も新型コロナウイルス感染症対策をしながらの生活となっている。少しずつコロナウイルスに関する情報が整理されてくるなかで、施設や物品の消毒方法が日常に即したものに落ち着いたり、毎日の検温や黙食が定着してきたりと、コロナ禍の生活様式に教員も児童生徒も少しずつ適応してきた。一方で、新たな変異株の流行により、その時々々の教育活動に制限がかかり、急な変更・延期・中止を余儀なくされるなど、今年度も教育活動は大きな影響を受けた。また、これまで感染・発症の少なかった子どもに感染拡大が起こり、学校では学級閉鎖等の対応でより一層厳しい状況となっている。

昨年度の学校保健委員会では、コロナ禍における子どもの健康状態と課題を確認し、子どもの健康を守るためにできることは何か、学校教育活動における具体的なコロナ対策を検討した。情報が少ないなかで、各学校の取り組みを知ることができ、書面会議ではあったが有意義な情報交換の場となった。

いろいろな制限がある中、子どもを取り巻く生活環境が変化したことで、様々な健康課題が生じていると考えられるが、すぐに変化が現れるものばかりではない。長期化するコロナ禍と、同時に推進された ICT 機器の活用、病院に行きにくい状況、経済的な不安、ストレスなど、たくさんの危惧すべき要因がある。引き続き子どもたちの健康状態を注視し、傾向や課題を今後の健康教育に生かすため、このテーマを設定した。

なお、今年度も感染症流行状況を鑑み、各校養護教諭等による書面会議とする。

1. 体位測定結果

<男子>

(cm)	秋津小	香澄小	谷南小	市内平均
身長 小1	118.0	▼116.4	△118.4	117.4
小2	122.8	122.1	122.8	122.8
小3	129.1	129.0	128.0	128.4
小4	135.2	134.5	△135.6	134.4
小5	△143.5	138.4	139.0	139.2
小6	△151.0	145.2	△147.5	145.9

(cm)	七中	市内平均
身長 中1	△154.9	153.2
中2	161.2	160.4
中3	166.0	165.7

△：平均より1cm以上高い

▼：平均より1cm以上低い

(kg)	秋津小	香澄小	谷南小	市内平均
体重 小1	22.2	22.2	21.8	21.7
小2	24.4	▼23.1	23.4	24.1
小3	27.0	△29.5	▼26.2	27.3
小4	△32.2	△32.5	31.0	31.0
小5	△38.9	35.0	▼33.2	34.6
小6	△43.1	38.2	39.4	38.8

(kg)	七中	市内平均
体重 中1	△45.3	44.1
中2	49.3	49.4
中3	53.7	54.2

△：平均より1kg以上多い

▼：平均より1kg以上少ない

<女子>

(cm)	秋津小	香澄小	谷南小	市内平均
身長 小1	△117.8	117.0	116.6	116.1
小2	△125.2	△123.4	122.0	121.7
小3	△131.1	129.4	129.0	128.6
小4	134.6	△135.7	134.0	134.2
小5	△144.5	142.2	△142.9	141.4
小6	△149.9	△148.4	△148.5	147.2

(cm)	七中	市内平均
身長 中1	152.5	152.1
中2	154.4	154.9
中3	△158.2	157.1

△：平均より1cm以上高い

▼：平均より1cm以上低い

(kg)	秋津小	香澄小	谷南小	市内平均
体重 小1	△22.9	21.6	20.7	21.2
小2	△26.7	△24.6	22.9	23.5
小3	△28.8	△27.8	27.0	26.8
小4	29.6	△32.1	29.8	30.1
小5	△37.0	△37.2	34.9	34.2
小6	△41.7	40.3	△40.9	39.4

(kg)	七中	市内平均
体重 中1	43.8	43.5
中2	47.6	47.5
中3	50.0	49.6

△：平均より1kg以上多い

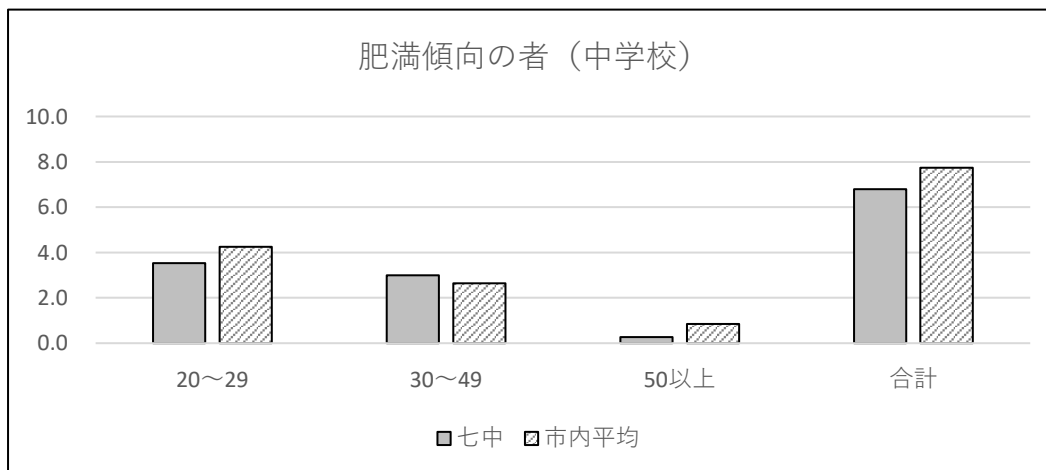
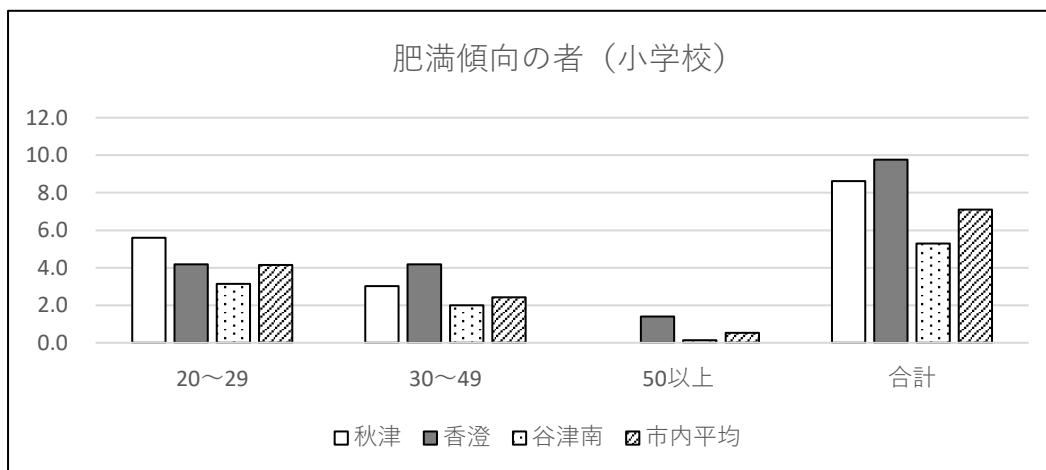
▼：平均より1kg以上少ない

2. 肥満傾向

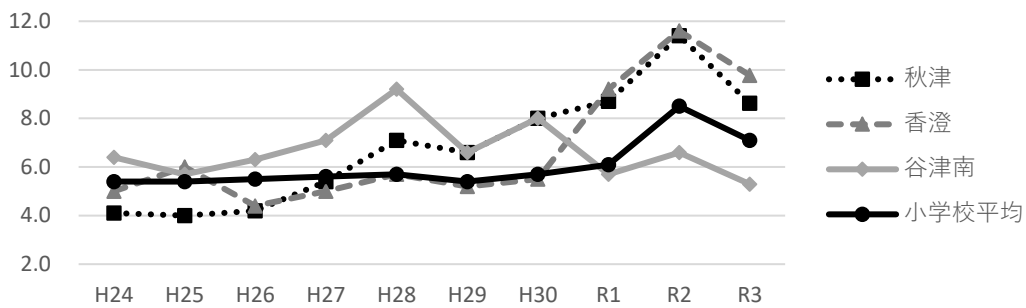
肥満度が20%以上の者の割合（%）

小学校	男子				女子				合計			
	20～29	30～49	50以上	合計	20～29	30～49	50以上	合計	20～29	30～49	50以上	合計
秋津	5.5	3.6	0.0	9.1	5.7	2.5	0.0	8.2	5.6	3.0	0.0	8.6
香澄	2.6	7.0	1.8	11.4	5.9	1.0	1.0	7.9	4.2	4.2	1.4	9.8
谷津南	3.3	2.2	0.3	5.8	2.9	1.8	0.0	4.7	3.1	2.0	0.1	5.3
市内平均	4.5	2.8	0.7	8.1	3.8	2.0	0.3	6.1	4.1	2.4	0.5	7.1

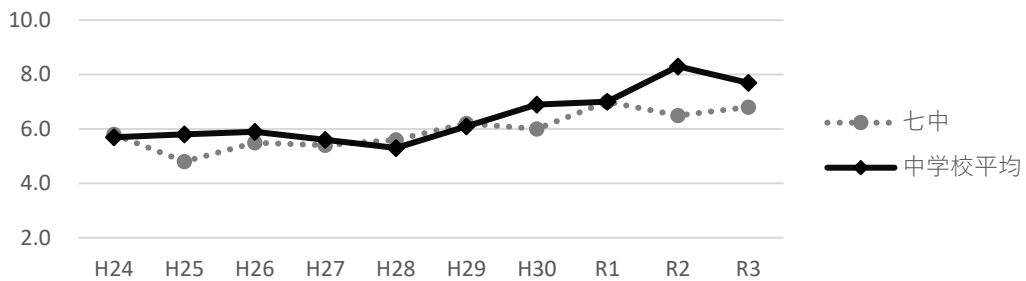
中学校	男子				女子				合計			
	20～29	30～49	50以上	合計	20～29	30～49	50以上	合計	20～29	30～49	50以上	合計
七中	4.3	2.7	0.5	7.5	2.8	3.3	0.0	6.1	3.5	3.0	0.3	6.8
市内平均	4.3	3.0	1.3	8.7	4.2	2.3	0.4	6.8	4.3	2.6	0.8	7.7



肥満傾向の者（小学校）推移



肥満傾向の者（中学校）推移



市内小学校の平均と比べると、秋津小・香澄小はやや肥満傾向の児童の割合が高くなっている。秋津小では男女とも軽度肥満が、香澄小では男子の中等度肥満が少し多いようである。ただし、児童数が少ない学校では、統計上1人の影響が大きくなることには注意したい。

七中は、市内中学校平均と大きな差はない。

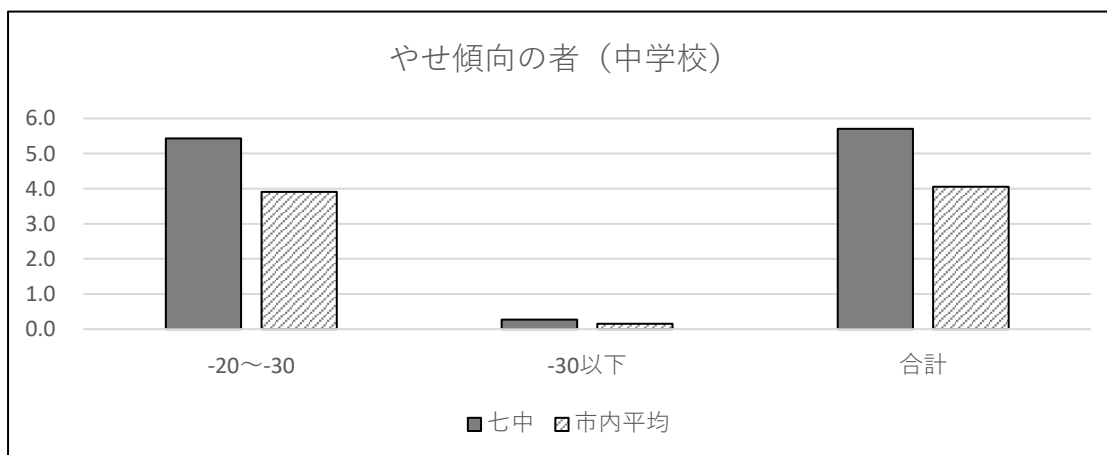
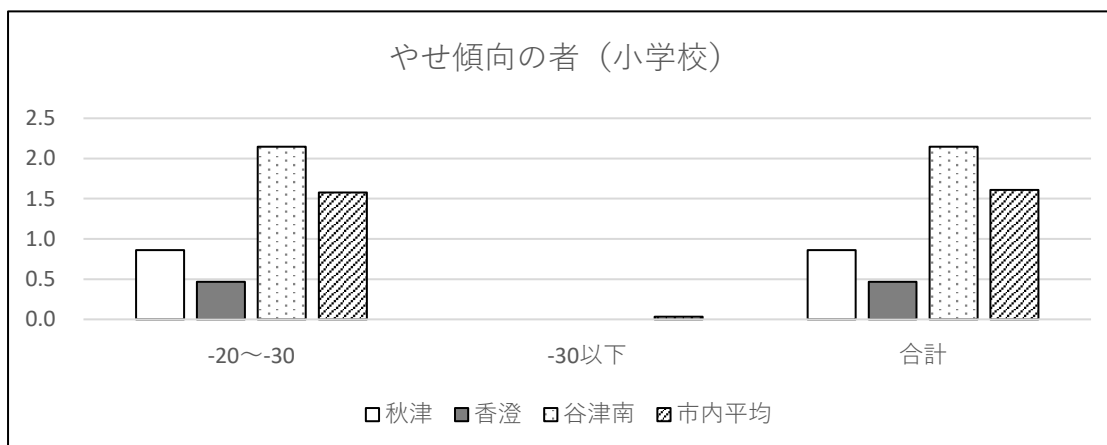
推移をみると、令和2年度は肥満傾向の者の割合が増加しており、新型コロナウイルス感染症に伴う休校や外出自粛の影響と考えられる。令和3年度は改善傾向がみられる。

3. やせ傾向

肥満度が-20%以下の者の割合（%）

小学校	男子			女子			合計		
	-20~-30	-30以下	合計	-20~-30	-30以下	合計	-20~-30	-30以下	合計
秋津	1.8	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.9
香澄	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.5	0.0	0.5
谷津南	1.7	0.0	1.7	2.7	0.0	2.7	2.1	0.0	2.1
市内平均	1.5	0.1	1.5	1.7	0.0	1.7	1.6	0.0	1.6

中学校	男子			女子			合計		
	-20~-30	-30以下	合計	-20~-30	-30以下	合計	-20~-30	-30以下	合計
七中	3.2	0.5	3.7	7.7	0.0	7.7	5.4	0.3	5.7
市内平均	4.0	0.1	4.1	3.9	0.2	4.0	3.9	0.1	4.1



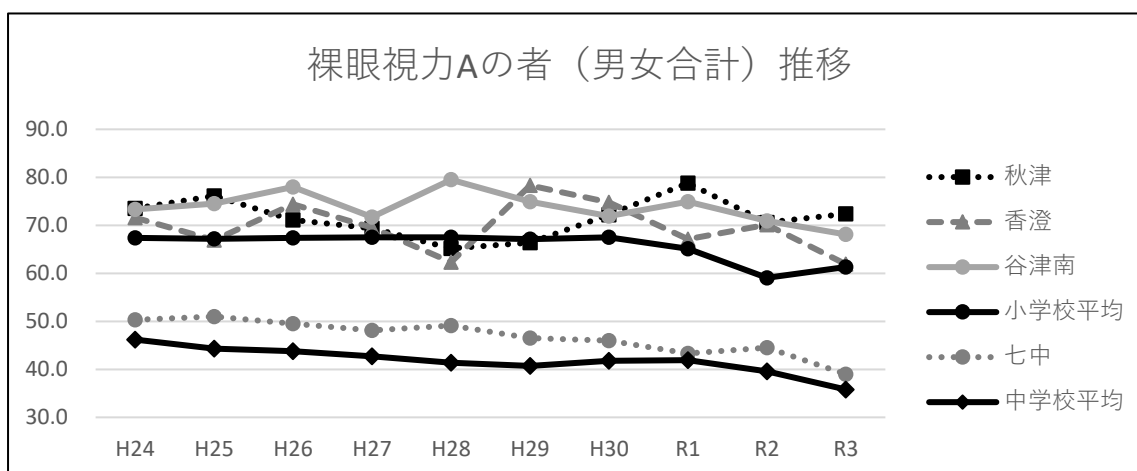
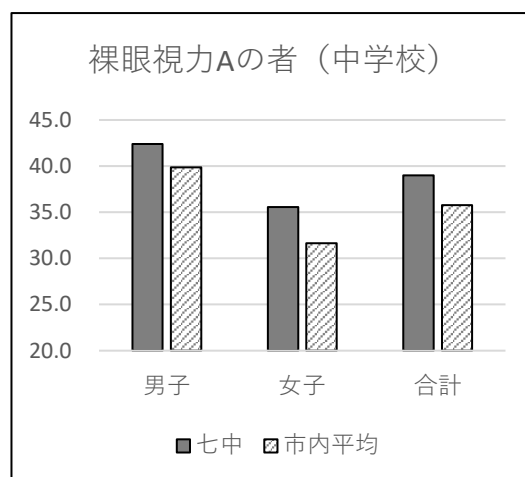
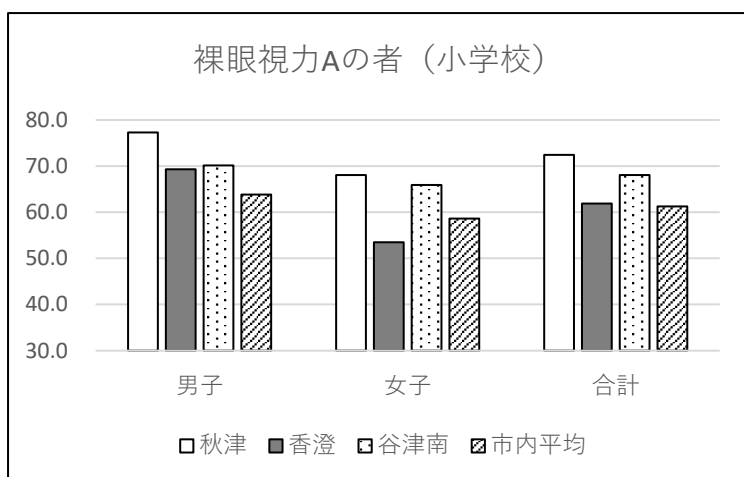
谷津南小は市内平均よりもやせ傾向の者の割合が高く、肥満傾向の者は少なかった。
七中も、-20~-30%の者の割合がやや高くなっている。

4. 視力検査結果

裸眼視力 A (1.0 以上) の者の割合 (%)

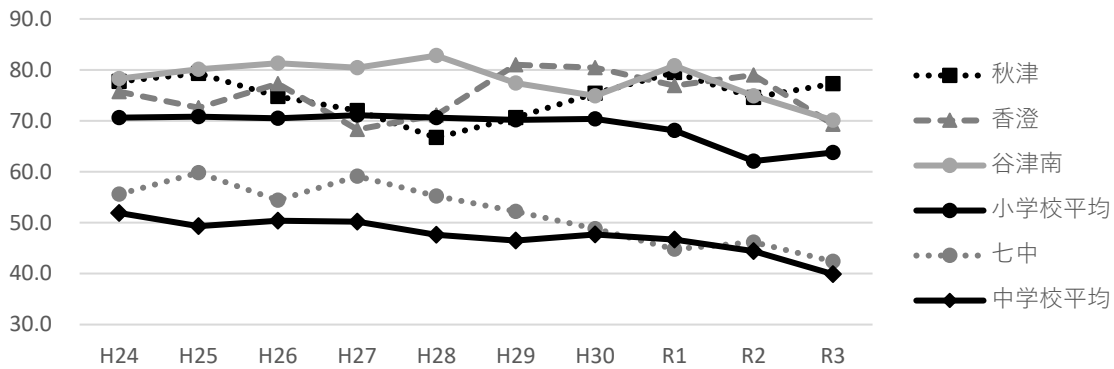
小学校	男子	女子	合計
秋津	77.3	68.0	72.4
香澄	69.3	53.5	61.9
谷津南	70.1	65.9	68.1
市内平均	63.8	58.6	61.3

中学校	男子	女子	合計
七中	42.4	35.6	39.0
市内平均	39.9	31.6	35.8

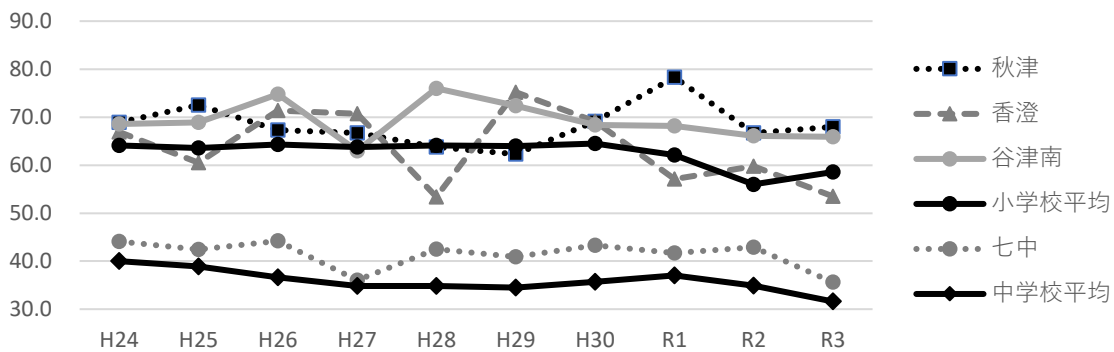


七中学区の子童生徒の視力は、市内平均に比べ概ねよい状況であると言える。
GIGA スクール構想の実現に向けて、ICT 機器の活用がコロナ禍で一層推進される中で、子どもたちの視力や目の健康については今後特に注意していく必要がある。

裸眼視力Aの者（男子）推移



裸眼視力Aの者（女子）推移



小学校は、学校により多少ばらつきはあるが、男子の裸眼視力 A の割合はここ 5 年間市内平均を上回っている。

一方、七中では 5 年ほど前から男子の視力低下が一気に進んでいる状況がみられる。女子も、市内平均を上回ってはいるが、令和 2 年度から 3 年度にかけて視力低下の傾向がみられる。

5. 歯科検診結果

<小学校>

(%)	秋津	香澄	谷津南	市内小学校
処置完了者	15.7	20.7	19.5	16.5
未処置者	10.0	11.3	13.1	13.1
COのある者	17.5	0.9	11.9	8.2
歯列咬合 1	37.6	17.5	12.2	15.8
歯列咬合 2	4.8	1.9	2.5	3.5
顎関節 1	0.9	0.0	0.0	0.1
顎関節 2	0.0	0.0	0.1	0.0
歯垢の状態 1	35.4	1.4	22.9	13.1
歯垢の状態 2	2.6	1.9	1.3	2.5
歯肉の状態 1	80.3	0.5	16.0	9.7
歯肉の状態 2	1.7	0.0	0.6	2.1

処置完了者：むし歯はなく、
治療済みの者
未処置者：むし歯のある者
CO：要観察歯

<中学校>

(%)	七中	市内中学校
処置完了者	11.2	12.5
未処置者	14.6	13.5
COのある者	5.3	11.0
歯列咬合 1	11.0	17.1
歯列咬合 2	11.8	4.2
顎関節 1	0.0	0.7
顎関節 2	0.0	0.1
歯垢の状態 1	3.7	18.4
歯垢の状態 2	6.2	2.0
歯肉の状態 1	4.2	16.7
歯肉の状態 2	3.4	1.9

小学校では、未処置者率は市内平均並みか、平均を下回っている。一方、七中は今年度、未処置者率が高くなっている。
コロナ禍で給食後の歯みがきやフッ化物洗口の実施が思うようにできないことから、治療が必要な児童生徒の早期受診を促すとともに、コロナ禍でも行える歯科保健活動を検討していきたい。

まとめ

今年度の健康診断結果から、七中学区の児童生徒の健康状態についてまとめた。市内平均と比べて大きく問題となるような点はなかったが、肥満・視力・口腔の状況それぞれに課題があった。

香澄小・秋津小ではやや肥満傾向の児童の割合が大きくなっていた。外出自粛等で運動機会が以前より減少し、学校でも感染状況に応じて道具を共有する運動や接触の多い運動を控えるなど、体育の授業においても従来と同じ学習活動が難しい状況がある。肥満傾向の児童が高度肥満にならないよう、生活習慣の指導や個別への働きかけ、感染状況に応じた運動機会の確保が必要だろう。

視力低下は、令和2年度学校保健統計でも全国的な児童生徒の健康課題として挙げられている。七中学区では市内平均よりも概ね良い状況ではあるが、学校ごとに推移を見ると視力低下の傾向が見て取れた。特に七中男子ではここ数年で視力低下が進んでいる。これまでもスマートフォンやゲームとの付き合い方が話題になっていたが、学習でも一人一台タブレット端末の活用が本格化している。ICT 機器を今後活用していくなかで、健康に留意した利用の仕方の指導や、学校も含めた適切な使用環境についての啓発をしながら、視力をはじめとした健康への影響を引き続き注視していく必要がある。

歯科検診結果については、未処置者率が小学校では市内平均並み、中学校では市内平均をやや上回った。CO や歯垢・歯肉の状態は学校ごとにばらつきがあり、それぞれの学校の課題にむけて取り組む必要がある。また、新型コロナウイルス感染症流行以前に行っていた学校歯科保健活動をこの2年間は十分に行えていないことから、長期的な影響がないか心配される。加えて、いわゆる「受診控え」によって必要な受診・治療ができていない児童生徒がいるのではないかと危惧している。コロナ禍にあって学校でできることが限られる中、実施可能な方法を検討していくとともに、家庭でのむし歯予防や早期受診の協力を呼び掛けていきたい。

健康課題は、短期的に変化の現れるものではないが、だからこそ経過をしっかりと追いながら、継続して課題解決の取り組みを行っていく必要がある。健やかな児童生徒の育成を目指して、今後も家庭や地域の関係機関、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の先生方々と協力していきたい。

七中学校区学校保健委員会会則

平成24年度より、七中学区4校による学校保健委員会を立ち上げた。

第一条 本会は習志野第七中学校区学校保健委員会と称し、事務局を第七中学校に置く。

第二条 本会は習志野第七中学校区における学校保健の実態の把握、また健康教育のために必要な指導と協力をすることを目的とする。

第三条 本会は習志野第七中学校区の子ども達へ「心と身体の健康教育」をするため次の事項を実施する。

- 1 習志野第七中学校区における保健事業への企画運営に関すること。
- 2 保健設備の整備に関すること。
- 3 学校保健に関する調査および資料収集に関すること。
- 4 地域保健との連携に関すること。
- 5 その他必要な事項を実施する。

第四条 本会は次の委員を以って構成する。

- 1 医師・・・学校医・学校歯科医・学校薬剤師
- 2 P T A・・・会長・副会長・保健委員・その他会員
- 3 学校・・・校長・教頭・教務主任・保健主事・養護教諭・体育主任・給食主任

※必要に応じて安全主任・生徒指導主任・栄養教諭（栄養士）・各学年の代表

第五条 本会に次の役員を置く。

- 1 委員長・・・1名 副委員長・・・1名
- 2 委員長は校長、副委員長は委員からの互選とする。
- 3 役員の任期は1年とし再任は妨げない。

第六条 本会は委員長が招集し、会議は委員長が主宰する。委員長に事故のあったときには、副委員長がこれを代行し、幹事は決定事項の執行に当たる。

第七条 本会は年1回の定例会を持ち、議題を審議する。その他委員長が必要に応じて臨時に招集する。

第八条 本会の会則変更は委員会において決定する。

第九条 本会は平成24年10月1日より実施する。